

ID: 3004

担当部署: 企画課

処分の概要	解散の認定(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	特定非営利活動促進法 第31条第2項		
法令番号	平成10年法律第7号		
【基準】			
法第31条第2項の規定による。 (解散事由)			
第31条			
2 前項第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日